

2019 年度「人材発掘」入試・
学部 3 年次生特別入試枠
法学既修者認定試験

刑 事 訴 訟 法

(問 題)

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は 2 頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60点）

【事例】

公園で傷害事件が発生した。被害者Vは後ろからいきなり頭部を殴られて気絶してしまったため、犯人の顔は見ておらず、誰であるか全く心当たりがない。たまたま犯行現場の公園を散歩中であったAは、知人のXによく似た人物による犯行を目撃したので警察に通報した。警察は、犯行現場の状況を明らかにするため、犯行目撃者Aの立会いのもとで、実況見分を行った。警察官は、「XがVを殴るのを見たとき私がいたのは地点①です。」「XがVを殴りVが倒れたのは地点②です。」とのAの指示説明に基づいて、犯行現場とその周辺の状況を観察・記録した実況見分調書（「本件実況見分調書」という）を作成した。その中には、地点①と地点②が図面上で示されるとともに、地点①から地点②を見通すことができた旨の記載があった。捜査の結果、XはVに対する傷害の公訴事実で起訴されたが、終始犯行を否認している。弁護人は、本件実況見分調書の取調べ請求に対して「不同意」との意見を述べた。

- （１） Aが犯行現場付近を見通して犯人の顔を識別することが可能であったことを証明するため、本件実況見分調書を証拠とすることができるか。（30点）
- （２） XがVを殴った犯人であることを証明するため、本件実況見分調書を証拠とすることができるか。（30点）

〔以下余白〕

